

馬見南2丁目自治会

自主防災組織・防災計画

2019年4月1日版

(目的)

第1 この計画は、馬見南2丁目自治会主幹の自主防災組織（以下「本組織」という）の防災活動に必要な事項を定め、以て地震・大風・火災・水害その他（以下「災害」という）による災害の人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

(計画)

第2 この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報収集・伝達に関する事。
- (5) 出火救護に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 防災資機材の備蓄及び管理に関する事。

(防災組織の編成及び任務分担)

第3 災害が発生時の応急活動を迅速、且つ効果的に行うため、別紙の自主防災組織図のように編成する。

(防災知識の普及)

第4 防災知識の高揚を図るため、次の事項について普及を行う。

- (1) 防災知識及び防災計画に関する事。
- (2) 地震・火災・水防についての知識に関する事。
- (3) 各家庭における防災等についての知識に関する事。
- (4) その他防災に関する事。

(防災訓練)

第5 災害の発生に備えて、情報収集・伝達・消火・避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、消防署等防災機関の指導を受けて、次により訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

- ① 通報・情報収集訓練
- ② 消火・水防訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出救護訓練
- ⑤ 応急手当訓練
- ⑥ 炊き出し訓練

(2) 訓練の実施に際しては、その目的・実施要領等を明らかにした訓練計画を作成し、年2回以上実施する。

(3) 防災関係機関の訓練への参加

消防署等防災関係機関が実施する防災訓練には、積極的に参加すると共に、隨時指導を受けるものとする。

(情報の伝達収集)

第6 情報班は被害状況等を正確且つ迅速に把握し、適切な応急処置を取るため地域内の災害状況・防災関係機関・情報機関等の提供する情報を収集すると共に、必要と認める情報を地域内住民・防災関係機関に伝達する。

(出火防止・初期消火)

第7 消火班は、災害発生時における出火防止を図るため、次の事項に重点を置いて点検整備を行う。

- (1) 火気使用設備・器具等の点検とその周辺の整理整頓
- (2) 危険物等の保管状況の点検
- (3) その他、出火防止の点検

2 地域内に火災が発生した場合、消火班は消火器等を使用して初期消火活動にあたる。また、「風水害等による水防活動に従事する。

(救出救護)

第8 救出救護班は、災害により救出救護を要する者が生じた場合は、直ちに救出救護活動を行う。

2 防災関係機関への出動要請

避難誘導・救出救護班は、防災関係機関による救出の必要があると認めた時は、防災関係機関への出動を要請すると共に、本部長に報告する。

(避難誘導)

第9 災害発生時において地域住民の人命に危険が生じる恐れがある時は、次により避難を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導・救出救護班は、本部長の避難誘導等の指示に基づき、住民を避難場所へ誘導する。

(2) 避難場所

避難路・避難地の指定については、消防職員又は消防団員、警察官等の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

「避難場所」 ① 真美ヶ丘第一小学校

② 西谷公園・・・(一時避難場所)

(給食・給水)

第10 避難場所における給食及び給水は、次により行う。

給食給水班は、食料・飲料水の供給及び炊き出しに従事する。
(防災資機材)

第11 防災資機材の備蓄及び管理に関しては、計画的に行う。また、毎年3月・9月第1日曜日（町内清掃日）を本組織が保有する全資機材の点検日とする。

馬見南2丁目自治会

自主防災組織・防災資機材管理・規約

馬見南2丁目自治会・自主防災組織・防災資機材に関し、下記のとおり定める。

- 1 資機材は、常に整理整頓に努めるものとする。
- 2 資機材は、毎月定期点検を行い、緊急時に備えるものとする。
- 3 資機材は、訓練などを通して使用方法を習熟するよう努めるものとする。
- 4 災害及び訓練において資機材を使用した場合、点検・整備をおこなった後、元の保管場所に戻すものとする。
- 5 資機材を破損もしくは紛失した場合は、速やかに修理・補充を行うものとする。
- 6 資機材は、高価な資機材を自治会集会所に、その他を防災倉庫（コンテナ）に置き保管管理するものとする。
- 7 資機材は、原則として自主防災活動以外には使用しないものとする。

この規約は、平成21年6月1日から適用する。

この規約は、平成31年4月1日から適用する。

馬見南2丁目自治会

自主防災組織・規約（案）

2019年4月1日版

(名称)

第1条 この組織は、馬見南2丁目自治会主幹の自主防災組織（以下「本組織」という）と称する。

(目的)

第2条 本組織は、馬見南2丁目住民の隣保共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第3条 本組織は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関する事。
- (2) 地震等に対する災害予防に関する事。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達・初期消火・救出救護・避難誘導等の応急対策に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関する事。
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 本組織には、次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名（自治会 会長）
 - (2) 副本部長 3名（自治会 副会長1名を含む）
 - (3) 会計 1名（自治会 会計又は会員）
 - (4) 班長 7名（自治会 各専門部長及び各部会長を含む）
 - (5) 監事 2名（自治会 監事を含む）
 - (6) 班員 多数名（自治会 班長・各専門部員・各部員を含む）
- 必要に応じて垣内毎に役員を置くことができる。なお、置いた際は「垣内役員」として、組織本部に報告することとする。

2. 役員の任期は、3年とし、但し、再任することができる。

(役員の任務)

第5条 本部長は、本組織を代表し、地震等の発生時における応急活動を指揮する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

3 会計は、本組織の会計を行う。

4 班長は、本部長の命令を受け、班の連絡調整にあたる。

5 監事は、本組織の会計を監査する。

(会議)

第6条 本組織の会議は、本部会議とする。

(本部会議)

第7条 本部会議は、毎年3回以上開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部会議は、次の項目を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 役員の選任に関すること。
- (6) その他に必要と認めたこと。

4 総会は、その付議事項の一部を本部会議に委任することができる。

(垣内役員会)

第8条 「垣内役員会」は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の提出すべきこと。
- (2) 本組織より委任されたこと。
- (3) その他特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第9条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達・出火防止・初期消火・救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(経費)

第10条 本組織の運営に要する経費は、馬見南2丁目自治会からの補助金・その他の収入を以てこれに充てる。

(会計年度)

第11条 本組織の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第12条 会計監査は、毎年1回監事が行う。但し、必要ある場合は、臨時に

これを行うことができる。

2 監事は、会計監査の結果を本部会議に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この規約を定めるものの他、本組織の運営に関し必要な事項は、本部長が本部会議に諮り定める。

付 則

この規約は、平成21年6月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。